

低コスト林業に役立て「エリートツリー」の普及は特定母樹で

林木育種センター 指導課長 高屋敷 元木

エリートツリーとは、第一世代精英樹のうち成長や材質等が特に優れているもの同士等を交配して育成した、優良な第二世代以降の精英樹のことです。成長が大変優れているため、下刈り回数が少なく済むことによる育林経費の軽減、収穫まで通常50年程度かかる伐期の大幅な短縮等、低コスト林業への貢献が期待されています。

本誌14号（平成23年8月発行）「次世代化時代の到来 ―選抜から交雑の時代へ―」においてエリートツリーを特集した当時、エリートツリーはまだ開発途上のものが20系統程度でしたが、その後順調に開発を進め、平成27年3月末現在での開発数は、スギ290系統、ヒノキ176系統及びカラマツ60系統に達しています。地域的にみても、当初は関東育種基本区のみでしたが、現在では東北から九州までの各基本区に拡大しました（図1・図2）。

また、平成25年5月に、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）の改正に伴い、森林吸収源対策として、従来

の間伐に加え、成長に優れた種苗の母樹である「特定母樹」の増殖を支援する措置が新設されました。今後は、従来の都道府県に加え、都道府県の認定を受けた民間事業者（認定特定増殖事業者）も特定母樹の原種苗木等の配布を受け、増殖のうえ採種圃園を造成して種穂を生産し、これらによってより多くの二酸化炭素を吸収する成長の優れた種苗の生産拡大を図ります（図3）。

特定母樹は、林野庁が候補となる樹木を募集してその中から選定し、農林水産大臣が指定します。指定基準は公表されており、その基本的なコンセプトは、成長が優れていること、材質が優れていること、スギ・ヒノキでは花粉の発生量が少ないことなど、エリートツリーとほぼ同じです。当研究所では、エリートツリーのうち特定母樹の基準を満たすと考えられるものを順次申請しており、

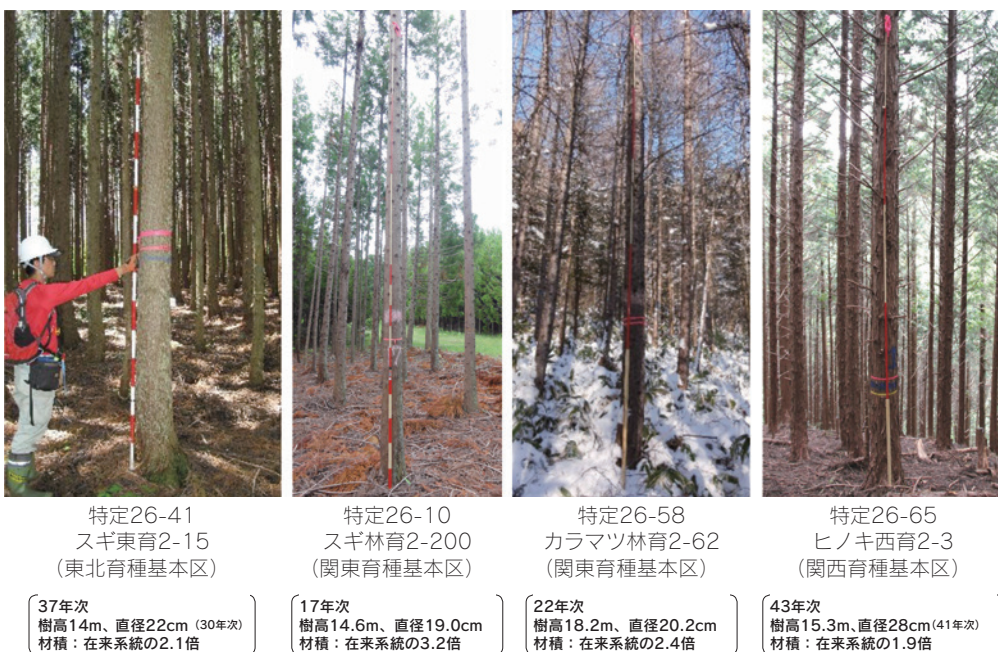


図1 各地域で開発されたエリートツリーと特定母樹
上段：特定母樹番号、下段：エリートツリーの名称
〔 〕：写真撮影時（近い年次）のデータ、材積は申請書記載のもの

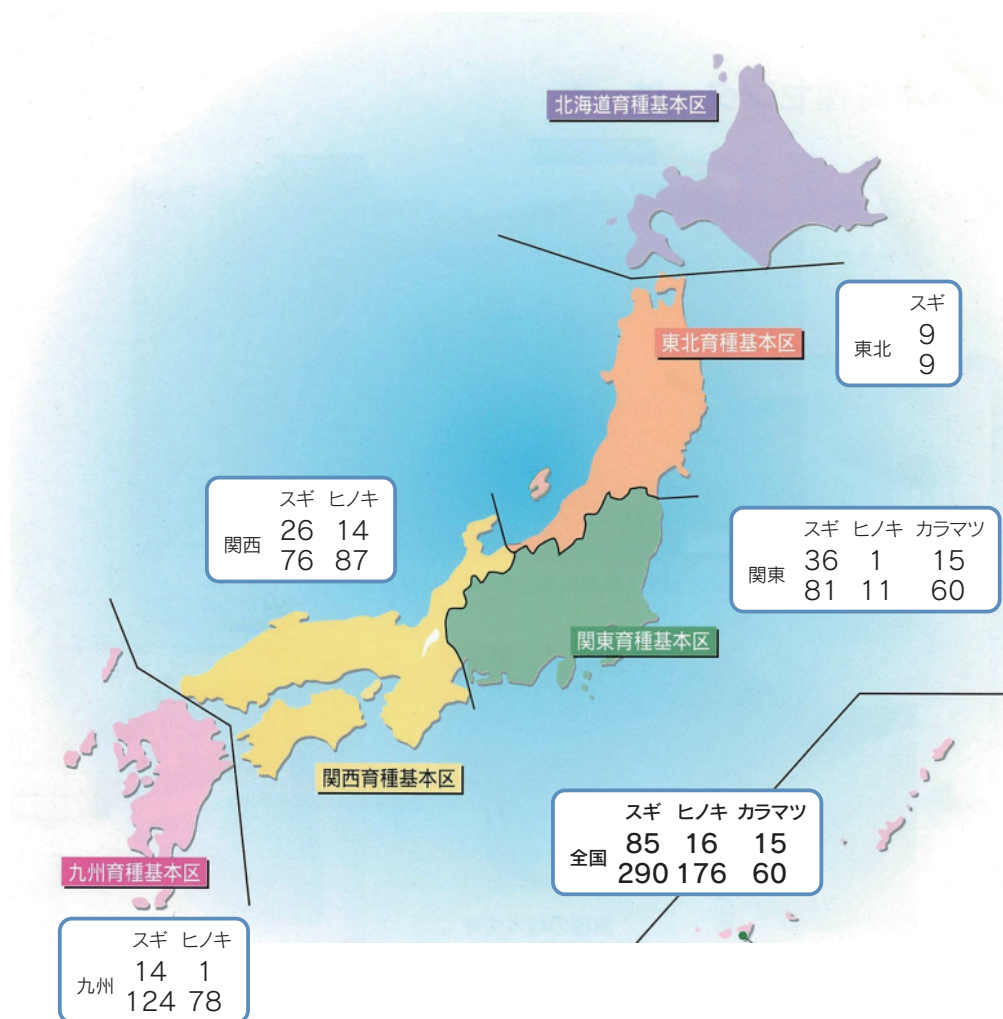


図2 エリートツリーの開発数と特定母樹の指定数（平成27年3月末現在）

凡例

上段：エリートツリーから指定された特定母樹の指定数

下段：エリートツリーの開発数

この他、クリーンラッチの種子親のグイマツ1（北海道）、材質優良スギ品種等10（東北）、少花粉スギ品種等7（九州）がエリートツリー以外から指定。

平成27年3月末現在、スギ85系統、ヒノキ16系統、カラマツ15系統のエリートツリーが特定母樹に指定されています（図1・図2）。
当研究所では、今後も特定母樹への申請を進めるとともに、特定母樹に指定されたエリートツリーについて、その原種苗木等を都道府県等の要望に応じて配布して普及を進め、林業の低コスト化に貢献していきます。平成27年春には、全国で6県及び9認定特定増殖事業者に対して特定母樹の原種配布を行いました。

府県等の要望に応じて配布して普及を進め、林業の低コスト化に貢献していきます。平成27年春には、全国で6県及び9認定特定増殖事業者に対して特定母樹の原種配布を行いました。

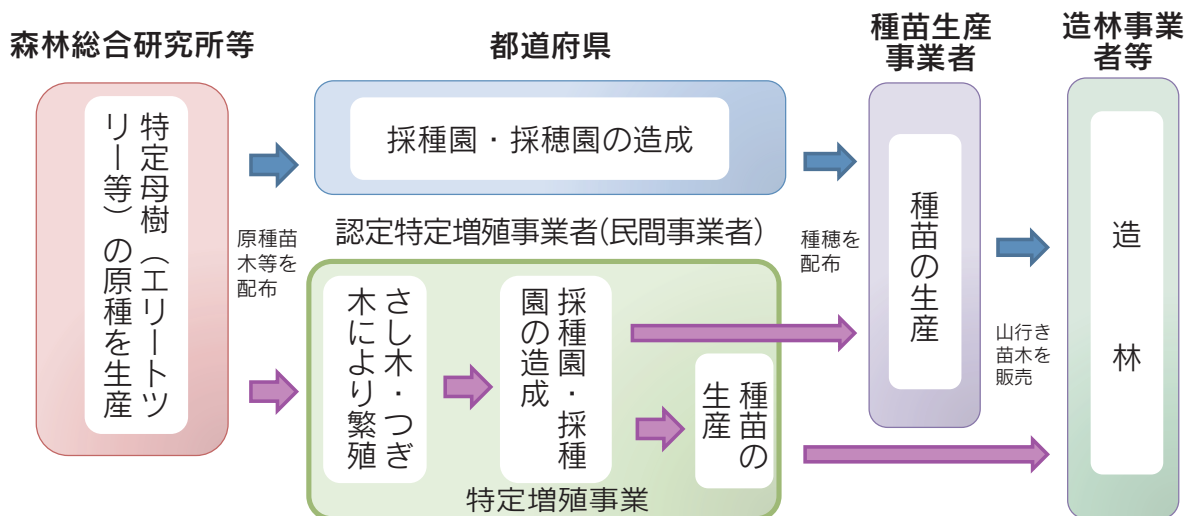


図3 特定母樹の普及体制（間伐等特措法）

→ 従来主流となっていた増殖等の流れ

→ 新たに加わった民間活力による特定母樹増殖等の流れ